

社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会（以下「当法人」という）定款第10条および第16条第8項の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 理事及び評議員には、報酬を支給しない。

2 監事には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の算定方法)

第3条 報酬の算定方法および額は、別表1の通りとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人業務を行う場合、別表2の通り費用を弁償する。ただし、当法人職員を兼務する役員は除くものとする。

2 交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合は、別途定める規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、当該業務に従事したその都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2)50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017年4月1日より施行する。

別表1 監査報酬

区分	金額
監事	2万円～10万円/1回

別表2 費用弁償

区分	金額
理事 監事 評議員	3,000円/1回